

○対応の大まかな流れ

- (1) 教育委員会が「重大事態発生時対策会議」を招集、事実関係を明確にするために調査。
- (2) 「重大事態発生時対策会議」は「総合教育会議」に調査結果を報告。
※総合教育会議の判断により、重大事態発生時対策会議に再調査を依頼可能
- (3) 必要に応じて「重大事態発生時調査委員会」を招集、「重大事態発生時対策会議」の調査結果について審議し、結果を報告。不十分であれば再調査を行う。
- (4) (2)、(3)の結果及び対応策を市長が議会へ報告。
- (5) 市長・教育委員会は調査の結果を踏まえ、当該重大事態への対処及び今後に向けた発生防止のために必要な措置を講ずる。

